

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 2

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間 I 二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月二一日(月)

II 一〇月二三日(水)―一〇月二五日(月)

III 一〇月二七日(水)―一〇月二九日(日)

a 内裏北外郭出土木簡 (いずれもSK八二〇出土)

13 平城宮内を守る兵衛たちの名前が記された木簡3

〔平城宮木簡〕一、九六

(表)西宮三門

番長「田口牛甘」
安曇島 大原大魚

(裏)上廣足

合六人

長さ一三四■・幅二二■・厚さ三■ 〇一型式

〔西宮三門〕は西宮の東三門のことで、内裏東面北端の門。

〔番長〕は交番勤務する兵衛百人の統率者。「田口牛甘」「安曇島」

〔大原大魚〕「上廣足」「民金万呂」はいずれも兵衛の名前で

ある。番長を含めて六人で東三門の警備を担当したことが知ら

れる。

ウジ名だけでなく姓名を記すのはこの種の木簡では珍しい。

〔田口牛甘〕の合点は、全体を墨線で囲んでおり、合点ではな

く抹消符の可能性もある。

14 櫃と籠の付れ

折櫃八合 籠籠二〇

〔平城宮木簡〕一、四七七

長さ(三三六)■・幅三五■・厚さ六■ 〇二型式

折櫃八つと籠籠二つに付けられた付れ。折櫃は櫛の薄板を折り曲げて作った小箱で、『延喜式』主計上では京・畿内の調、

籠籠は「興籠」と同様か。興籠は畿内諸国からの交易経路と

して貢進(『延喜式』民部下)していた。「日本国語大辞典」は

語義不詳とし、「興と籠籠(かこ)に使用できる乗物をいうか」と

する。だが本木簡では、付れに折櫃と並記される。木簡の形

状や、SK八二〇の性格から考えて、本木簡は折櫃と興籠をあ

わせて梱包した荷物の付れと考えられる。したがって興籠とは、

より小型の木製の道具とみるべきだろう。「口」という単位も、

そうした小型の容器にふさわしいか。

15 紙を調製する工人の呼び出し状

〔平城宮木簡〕一、五六、城35—14下

〔表〕符三野部石嶋等

右為打 勅旨紙召宜知此状以

〔今カ〕 〔日カ〕 卯時以前達 〔上カ〕 〔下カ〕

〔裏〕莫為急還符到奉行

大属錦部達真道

〔月〕 〔日〕 卯時カ

長さ一七九・幅三三・厚さ六〇八一型式

「勅旨紙」(天皇が使用する紙、または天皇の命令を書く紙)を「打」つ(墨ののりをよくするために紙の表面を叩いて平滑にする作業)のために、「三野部石嶋」を呼び出す木簡。「卯時以前」(朝六時まで)に「(裏)」「(表)」はこの木簡の差し出し元で、図書寮であろう。「庭」は役所の意に「達上」せよとある。出勤命令と、その後の業務を命じたものか。翌日の業務に備えた勤務の指示であろう。

三野部石嶋は、正倉院文書中にもみえるが、いずれも写経所のスタッフとしてではなく、紙自体の端などに名前だけが記される。石嶋が打つなど関わった上等の紙の包み紙に、名前だけ記され、包み紙が後に再利用されたと考えられている。高品質な紙を専業とする、腕の良い人物だったのだろうか。

16 備前国からの米の荷札

〔平城宮木簡〕一、四二二

備前国藤野郡嶋 〔村カ〕 白米五斗

長さ一七〇・幅三三・厚さ七〇三三型式

備前国藤野郡(現在の岡山県和気町)から送られてきた白米の荷札。五斗は現在の約二斗、約三〇キログラム。『延喜式』

17 三河国からのサメの荷札3

〔平城宮木簡〕一、三七二

参河国播磨郡折嶋海部供奉六月料御餐佐米楚割六

〔斤カ〕

参河国播磨郡折嶋(現在の愛知県佐久島)から送られてきた佐米(サメ)の楚割(ひもの)の荷札。身をタテに割いて干したものと考えられる。三河湾に浮かぶ島々は月交代で都に海産物を送っていた。折嶋は偶数月に貢進している。

b 造酒司出土木簡 (いずれもSD三〇三五出土)

28 播磨国からの赤米の荷札

〔平城宮木簡〕二、二二六

〔表〕播磨国赤穂郡大原 〔裏〕五保泰酒虫赤米五斗

長さ一五一・幅二七・厚さ三〇五一型式

播磨国赤穂郡大原(現在の兵庫県赤穂市北東部)から納められた赤米の荷札。五斗は今の二斗、米約三〇キログラム。五保は五戸を単位とする隣保組織。

赤米は、酒の醸造にしばしば用いられたらしく、造酒司周辺からの出土が目立つ。あるいは、赤い色の酒を醸造するために用いられたか。

29 酒米の荷札

両村郷御酒米五斗

〔平城宮木簡〕二、一二五(一)

長さ一七八・幅二三・厚さ五〇二型式

〔両村郷(二村郷)から御酒米を取めた際の荷札。二村郷は尾張国山田郡と讃岐国鶴足郡にみえる。他に山田郡からの酒米が出土しており、この両村郷も尾張国山田郡の可能性が高い。〕「御酒米」は、供御用の酒(御酒)に用いるための米をさすものであろう。

出土している酒米の荷札は郷名から書き出すなど、比較的簡略な書式のものが多い。酒米の生産地と造酒司には特別な結びつきがあった可能性もあろう。

30 年号のある雙の付札

〔平城宮木簡〕二、一二三三(一)

(表)三石七斗二升

(裏)神龜元年十一月十一日

長さ一八九・幅二九・厚さ六〇三型式

三石七斗二升は、今の約一石四斗八升、二六八リットル。中味が何かは書かれていないが、水と明記するものがあるので、明記のないこの付札は、酒ガメのものとみられる。かなりの大ガメである。水を入れた三條七瓶の付札(一期20)もあるの

で、同じ場所のものとするれば、少なくとも二十一個の大ガメが整然と並んでいたようである。

31 白酒の付札

〔平城宮木簡〕二、一二二六

白酒 酒口〔火力〕

長さ九六・幅一八・厚さ四〇二型式

「白酒」は比較的安価な酒とされることがあるが、この木簡の場合はおそらく「黒酒」となり新嘗祭・大嘗祭に供される酒であろう。「延喜式」によれば、麴米の比率が三割弱で発酵させたものが「白酒」で、それに久佐木灰を加えたものが「黒酒」である。

32 酒を支給するときのメモにした木簡

〔平城宮木簡〕二、一二四〇

(表)親王八升 三位四人一斗二升

(裏)伎人六升

長さ一〇二・幅一六・厚さ六〇一型式

親王以下の人々に酒を支給した際の帳簿とみられる木簡「延喜式」造酒司・造酒司・大嘗祭雑給料条に、大嘗祭第四日午の日の豊楽宴の時の三位以上、五位以上、六位以下歌舞人等までの給酒量を規定している。本木簡の記載はそれとは量は異なるが、同じく大嘗祭のものであろう。伎人は歌舞人をいう。「日本後紀」大同三年(八〇八)十一月戊子条に「大嘗会之雑楽伎人等」とある。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 3

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I 二〇一〇年 九月二五(土)―一〇月一日(月)

II 一〇月二三日(水)―一〇月二五(日)

一〇月二七日(水)―十一月七日(日)

C 式部省関連出土木簡

(いずれもSD四一〇〇出土)

41 大学寮の宿直報告3

〔平城宮木簡〕四、三七五二

(表) 大学寮解 申宿直官人事

員外大属□□清道

天平神護元年□□□□日

〔月廿四カ〕

(裏)

□□□宿□□□无位□廣□
〔大学寮 直カ〕□□丁□□人
〔直カ〕

長さ二六八・幅三三・厚さ三三・〇一型式

表は員外大属□□清道についての式部省への宿直報告、裏も同じ大学寮から式部省への宿直報告。公式令百官宿直条によると、官司毎に番を分つて宿直することになっている。

裏は一度記したものを削りつつているかと思われるが、全面に腐蝕がはなはだしく、削りつつた痕跡は明確にはみとめられない。木簡が、繰り返し利用されていた様子をうかがうことができる事例。

42 勤務評定木簡の削屑7

今少上

〔平城宮木簡〕五、六二三三

〇九一型式

選に関連する木簡の削屑。「選」は考を一定年数得た後に、考の内容に基づき位階の昇進にあずかる機会。「今少上」は、今回の選で少初位上に昇進した、ということを示す。少初位上は、下から二番目の低い位階。

43 勤務評定木簡の削屑8

〔野カ〕

□守

年五十二

山背国相楽郡

〔平城宮木簡〕五、六六一五

〇九一型式

考選木簡の削屑。人名と年齢・本貫地を割書に記した部分。山背国相楽郡は、現在の京都府木津川市付近。

〔平城宮木簡〕五、七四四四

□河内造清成

年五十六

○九一型式

考遺木簡の削削。木簡の右側を削ったもので、右辺はもとの木簡の原形をとどめる。ウジ名から考えて、河内国の出身者であろう。写所書生・写官一切経所経師等として正倉院文書に散見する河内造清成と同一人物であろうか。

d 長屋王家木簡

(いずれもSDD四七五〇出土)

61 木上の所領から届けられたもち米の送り状

(城21—10上)

(表) 木上進糶米四斛 各田部送

(裏) 十二月廿一日忍海安麻呂

長さ二〇八・幅二九・厚さ五・〇一型式

長屋王家の所領である、木上から糶米を送った際の進上状木簡。木上は、現在の奈良県広陵町もしくは橿原市周辺と考えられている。四斛は現在の約一石六斗ほど。長屋王家にとつて、木上は米の供給地として特に重要であり、長屋王一家が食した米も木上で生産されたものと考えられている。

62 片岡の所領からのカブラの送り状3

〔平城宮木簡〕二、一七四五

(表) 片岡進上著七斛七斗束三尺束駄四匹

(裏) 持人木部百嶋

十月十一日真人

倭万呂

0

長さ二四七・幅二八・厚さ二・〇一型式

片岡からカブラを送った際の進上状木簡。片岡は現在の奈良県王寺町から香芝市・河合町付近に存在した長屋王家の所

領。

容積としては七斛七斗(現在の三石一斗ほど)で、三尺(九〇ほど)の長さで束にして、馬四匹で運んだらしい。

63 周防国からの塩の賣札3

〔平城宮木簡〕二、二八五

(表) 〇周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

(裏) 〇三斗

長さ二二・幅四四・厚さ六・〇三型式

周防国大嶋郡は現在の周防大島。長屋王家木簡では、同郡からの塩荷札が多く出土しており、封戸など何らかの長屋王家の経済基盤が存在していた可能性が考えられる。

64 長屋王邸で馬の管理をする人への米の支給木簡3

(城21—21上)

(表) 御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右

(裏) 四米四升五月二日

「受板部」

黒万呂

0

長さ四三・幅三三・厚さ四・〇一型式

御馬司に勤める信濃・甲斐・上野出身の人々に米を支給した伝票木簡。長屋王邸に馬を管理する部署があったことを示す。これらの三国はいずれも古代の馬の名産地。一人あたり一升で、今の約四合(〇・七二リットル)、六〇〇グラム。

65 長屋王邸に仕える青少年への米の支給木簡3

〔平城宮木簡〕二、二七五

(表) 〇西宮小子一口米一升受万呂

(裏) 〇八月廿五日大嶋

長さ一六六・幅二四・厚さ三・〇一型式

西宮は長屋王家の後宮で、吉備内親王たちが居住していたと

考えられる区画。長屋王邸の中核部のうち、西側の一面に相当するであろう。少子は年少の従者と考えられ、西宮少子は西宮付きの少子のこと。
木簡上部の穿孔は、こうした木簡を束ねる際に用いられたと考えられる。木簡の利用方法を考える上で重要な痕跡である。

66 長屋王への米の支給木簡

〔平城京木簡〕二一、一八一七

〔表〕 〇大許進米一升半受

〔裏〕 〇弟上 十月十日 麻呂

長さ二二六・幅二二・厚二二 〇一型式
大許は、「内親王大許」などの類例から考えて、長屋王本人もしくはその家族を指すと考えられる。弟上は、他の木簡に少子として登場する弟上であろう。長屋王一家の飯米の受け取り人として少子が働いている様子が知られる。

67 山方王子への米の支給木簡

〔城21—15上。城25—27上〕

〔表〕 山方王子進額稻米二升受余 〇

〔裏〕 女 七日若麻呂

長さ二一八・幅二二・厚三三 〇一型式
山方〔形〕王子に米を進めたことを示す木簡。山方王子は、木簡には「王子」「皇子」とみえるが、長屋王の妹の山形女王のこと。吉備内親王らが「御所」「御許」と表記され邸宅内の居住が推測されるのに対し、山形女王は「宮」と表記される例があることから、長屋王に依存しつつも、邸宅外に独立した住まいをもっていた可能性がある。額稲は稲穂に付いたままのイネのこと、普通は束・把で数える。しかし、伝票木簡にみえる額〔稻〕米はすべて「升」を単位とする。二升は今の約八合（・四四リットル）、米約一・二キログラム。受取人名の「余女」

は、表裏に分かれるのを気にせずに記されている。

68 長屋王の妻の側近への米の支給木簡

〔城21—17上〕

〔表〕 西宮侍酒人麻呂米一升 〇

〔裏〕 受老良 十一月十日「廣嶋」 〇

長さ一九七・幅三〇・厚三三 〇一型式
酒人麻呂は、酒人末呂・酒人万呂と同一人物であろう。綿や絹と関わる木簡にみられることから考えて、繊維製品の生産や加工に関連のある人物か。そうであれば、西宮での繊維製品の生産や加工にも関わったと考えられるであろう。老良は、あるいは侍従への飯米支給木簡に署名する「老」と同一人物か。

e 二条大路木簡

81 岡本宅からのササゲの進上状

〔SD五三二—〇出土。〕〔平城京木簡〕三、五六七二

〔表〕 岡本宅 上進青角豆十把

〔裏〕 天平八年七月廿日田辺久世万呂

長さ二五〇・幅三七・厚五五 〇一型式
岡本宅が青角豆を十把進上したときの木簡。青角豆は莢のまだ若く青いササゲ。岡本宅は藤原氏の京外の拠点とみられ、他の日には栗や瓜を進上している。正倉院文書には、同じ天平八年に皇后宮職の専經所との間で經典の貸し借りをした記録もある。場所が飛鳥などが有力である。

82 三河國からのサメの荷れ5

〔SD五—〇〇出土。城22—20下〕

参河国播豆郡篠嶋海部供奉三月料御贄赤魚楚割六斤

長さ二七二・幅一五・厚三八 〇三型式
参河国播豆郡篠嶋の（現在の愛知県南知多町篠島）から御贄

として届けられたの楚割の荷札。賛は天皇に奉る食物で、楚割は魚を細く割いて干したものを。「赤魚」は「和名抄」などによれば、マスのこと。海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね篠島が奇数月、佐久嶋が偶数月を担当した。日莫(日間賀)嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の賛の荷札には、年紀は書かれない。

賛の荷札は、平城宮内でも天皇・皇后クラスの人物に関わる場所からしか出土しない。宮外の二条大路上と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から賛の荷札が出土したことは、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなった。

85 藤原麻呂邸の勤務分担の記録3

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四五五八)

(表) 御厩宿直 大部人根 奴東人 〇

百斉林麻呂

(裏) 直 大部廣国 天平八年六月廿二日 〇

長さ二六五・幅三四・厚さ六 〇一型式

藤原麻呂邸の厩(馬小屋)の宿直(宿が夜勤、直が昼勤)担当者を書き上げた木簡。表面の「大部人根、百斉林麻呂、奴の東人の三人が昼夜通して勤務したのに対し、裏面の大部廣国は、昼間だけしか勤務しなかった。東人以外の三人は、麻呂の資人(官職や位階に応じて臣下と与えられた従者)であろう。二条大路木簡には宿直に関する木簡が多い。下端に孔があけられており、後にこれらの木簡が束ねて保管されたことを物語る。

84 近江国坂田郡上坂田郷からの唐米の荷札1

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四八九九)

(表) 坂田郡上坂郷阿刀

(裏) 〇 六斗

85 近江国坂田郡上坂田郷からの唐米の荷札8

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』二、四九〇三)

(表) 近江国坂田郡上坂郷戸主坂田真人

(裏) 須我

(裏) 須我 〇 戸唐六斗

長さ一三五・幅二二・厚さ五 〇三型式

86 近江国坂田郡上坂田郷からの唐米の荷札9

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』二、四八九九)

(表) 近江国坂田郡上坂郷戸主栗主老戸三斗

(裏) 木椅万呂戸三斗并六斗

長さ一七八・幅一七・厚さ五 〇三型式

近江国坂田郡上坂(田)郷からの唐米の荷札。上坂田郷は現在の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。六斗は現在の約二斗四升(四三・二リットル)。米約三六キログラム。唐米の一人あたりの貢進量は三斗で、85は坂田真人須我流の戸、86は栗主老と木椅万呂の二人分で六斗を貢進しており、唐米の貢進が一人あたり三斗であったことをよく示している。なお、86の木簡と同内容の木簡がもう一点出土している。

SD五三〇〇西端の藤原麻呂邸南門の前からは、同郷の荷札がまとまって出土しており、藤原麻呂の経済基盤の一種である封戸の存在を示すとみられる。郷名から書き出すなどかなり略式のものも多く、文字も速筆で解読の難しいものもある。なお、封戸は、位階や官職に応じて五十戸(サト)単位で与えられる給与の一種で、田租の半分と調・庸全部が封主に支給される。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 4

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I 二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月二日(月)

II 一〇月三日(水)―一〇月二十五日(月)

III 一〇月二七日(水)―十一月七日(日)

110 宮舎人の受け取り状

(表) 宮舎人 栗志己等理 受物戸四口 (S A三二〇五出土、『平城宮木簡』二、二七一九)

(裏) 天平勝寶八歳八月十六日

長さ二〇三mm・幅二五mm・厚さ五mm O一型式

100 『さまたまな木簡』

簡體に所屬する人の人数を記した木簡

(S A三二七八出土、『平城宮木簡』二、二七二二)

(裏) 慈縫殿九人 嶋身

九月廿二日

長さ一九五mm・幅二八mm・厚さ三mm O一型式

慈縫殿は縫殿寮か、あるいは「坤宮宮縫殿」に関連するか。なお、仲麻呂政権時に皇后宮職を拡充・名称変更したものが坤宮官である。

この木簡出土地周辺では、この縫殿に関連する木簡が顕著である。例えば、染料に関する木簡や、そこで働いていたとみられる女工に対する食料支給木簡などである。

後宮に縫殿が存在していたことは不自然ではない。東院地区北方に位置する出土地周辺に縫殿寮もしくは後宮の縫殿があったか否かは、さらに検討する必要があるが、周辺から皇后宮職もしくはその後身(紫微中台・坤宮官)に関連する可能性が想定できる木簡が出土している点は注目できるだろう。

宮舎人は東宮舎人、紫微中台舎人等の略称であろう。中宮藤原宮子は天平勝寶六年(七五四)七月崩じているので中宮舎人をさすとは考えにくい。

宮舎人は正倉院文書に散見している(大日本古文書二二八、四一三二六、一四一三五九)。天平九年四月小野朝宅唐の宮舎人は皇后宮舎人か。また皇后宮職は天平勝寶元年紫微中台と改称されているが、正倉院文書では改称後も紫微中台をさして単に宮ということがあり、また坤宮宮舎人を宮舎人とした例があるから(大日本古文書一四一三五九、紫微中台舎人を宮舎人と略称する可能性を考えることができる)。

111 人夫が飯を食へ尽くして苦しんでいる状況を訴えた木簡

(S D二七〇出土。『平城宮木簡』二、二二二)

〔表〕辛苦之間人夫持少々糧皆食

〔伍〕
伍斛伍斗如數進所

〔裏〕強強盜

見十六半
二
〔盜盜盜盜〕

成四半

長さ二四〇・幅二〇・厚さ四〇八一型式

麦の数量を記した部分が本来のもので、その後表裏に習書が加えられている。裏面の「強盜」は律にも見える罪名。表面の「辛苦之間」云々は、微免された人夫がその糧を食へつくしたことを述べているとみられる。諸国の役夫・運脚が糧食の欠乏に苦しんだことは『続日本紀』にもみえる(和銅五(七一)・一〇・乙丑など)。「伍斛伍斗」云々も同筆であるが、内容上つながりがあるかどうかは不明。
なお、この木簡は出土層位よりすると天平勝宝(天平宝字年号(七四九〜七六五)頃のものと考えられる。

112 民部省の呼び出し状

(S D二七〇出土。『平城宮木簡』二、二〇九四)

〔表〕民部省召
波多足山
贊土師佐美万呂

〔裏〕
人
多祢

七
〔月力〕
〔日力〕
宮内

長さ一一一・幅二四・厚さ五〇二一型式

113 果実(イチイの実) 酒の付札

(S D三〇三三出土。『平城宮木簡』二、一三三三)

〔表〕樽二斗五升

〔裏〕二月四日

長さ一四一・幅二九・厚さ三〇三三型式

酒瓶の首に付けられていたと考えられる。正倉院文書には「とほちうちらは伊知比に酔ひて皆臥してありなり」(続修別集四八九)とあり、櫻酒に酔った様子が述べられている。

イチイの果実は食用になるが、種子や葉には有毒成分が含まれており、多量に摂取すると死に至ることもある。「イチイに酔った」という状態が、この有毒成分を微量に摂取した状態をいうのか、果実をつけたんだり発酵させた果実酒なのかは不明だが、さすがに後者であろう。

民部省の召喚文書。出土層位から、天平勝宝(天平宝字年号(七四九〜七六五)頃のもの)と推定される。この地区の木簡が、多く宮内省関係であることからすると、目付下の「宮内」は宮内省で、文書の充所と考えられ、宮内省で廃棄された可能性が強い。ただし、召文で宛先の役所名が記されるのは異例である。贊土師佐美万呂は、正倉院文書(大日本古文書二四〇一・四六五)、『続日本紀』にみえる。天平一七年(七四五)に大膳職少卿七位下で、天平宝字七年(七六三)正月に正六位上から外従五位下に叙された。「波多足山」は、『続日本紀』にみえる波多朝臣足人か。年代からみて妥当なのは足人である。天平一八年(七四六)四月に従五位下となり、同九月宮内少輔に任じられた。天平勝宝六年(七五四)正月従五位上に昇叙、同七月に備後守となっている。両人は天平末年以後ともに宮内省関係の役職にあり、この召文が宮内省宛てらしいことと矛盾しない。

114 大殿梁に使用する酒の付札

(S)三〇三五出土。『平城宮木簡』二、二二四(一)

(巻)酒五升 已上大殿祭料

(墓)「二升」

長さ(二二〇)・幅二〇・厚さ三・〇八一型式

大殿祭で使用された酒の付札。大殿祭は殿舎に災異がないように祈り鎮める儀式で、新嘗祭や大嘗祭の際に行われる祭りである。他の木簡から考えると大嘗祭の中で行われたのである。二升という料は「延喜式」四時祭上に規定された大殿祭の料と一致する。五升は現在の約二升、約三・六リットル。

115 釘の付札

(S)D三〇五〇出土。『平城宮木簡』二、二五三(九)

釘大小井二百

長さ(一四六)・幅二九・厚さ四・〇三九型式

二百以上の大小の釘に付けた付札。奈良時代の建物にも要所要所に釘が使用されており、遺物としての出土事例もある。

116 飯の請求木簡

(S)D三一五四出土。『平城宮木簡』二、二七二(九)

(表)請飯三升 御洗布粥養料

(裏)「良」八月四日陽家長

(宅カ)

長さ(四七)・幅一九・厚さ四・〇一型式

御洗布粥養料として飯三升を請求した木簡。洗布はおそらく洗濯をした布のことで、粥養料は、「延喜式」斎院司にある、斗帳や帷などに使われた「絹粥飼料」と同じか。絹粥はのりのこ

117

美作国からの養子の荷札

(S)K八二〇出土。『平城宮木簡』一、四七(一)

美作国檜木簀

長さ(三三〇)・幅一九・厚さ六・〇三二型式

美作国から送られてきた、檜でつくられた養子の荷札。養子は細板や割竹、藁などを糸で編んだもので、床の上の敷物やすだれに用いられた。美作の檜は今も有名である。両端の切り欠きの部分が、他の木簡のように三角ではなく、コの字形になっているのも特徴的である。

118

餼の荷札

(S)K八二〇出土。『平城宮木簡』一、三二(六)

御調録十口

天平十八年十月

長さ(二六六)・幅二八・六・〇八一型式

調の餼の荷札の下部。どの国からの荷札かはわからないが、餼など鉄製品を貢進する国は中国山地に限られ、かつ、十月は賦役令で規定された、近国の調の貢進締め切りであることから、備前国からの荷札である可能性が最も高い。天平十八年は七四六年。

